

**新たな  
食料・農業・農村基本計画  
のポイント**

**農林水産省**



# 食料・農業・農村基本計画とは

平成17年3月、政府は、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、平成12年3月に策定された基本計画を見直し、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本計画を策定しました。

## 食料・農業・農村基本法の枠組み

### I. 基本理念

- ① 食料の安定供給の確保
- ② 多面的機能の発揮
- ③ 農業の持続的発展
- ④ 農村の振興

### II. 関係者の責務等

- ① 国、地方公共団体の責務
- ② 農業者・団体、食品産業の事業者の努力義務
- ③ 消費者の役割

### III. 食料・農業・農村基本計画

- ① 施策についての基本的な方針
- ② 食料自給率の目標
- ③ 総合的かつ計画的に講ずべき施策 等

### IV. 基本的施策

- ① 食料の安定供給の確保に関する施策
- ② 農業の持続的な発展に関する施策
- ③ 農村の総合的な振興に関する施策

政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものとする。  
(基本法第15条第7項)

基本法に掲げる政策方向と現実の施策展開の橋渡し

## 食料・農業・農村基本法

食料  
多面的機能

食料の安定供給の確保

多面的機能の十分な発揮

農業

農業の持続的な発展

農村

農村の振興

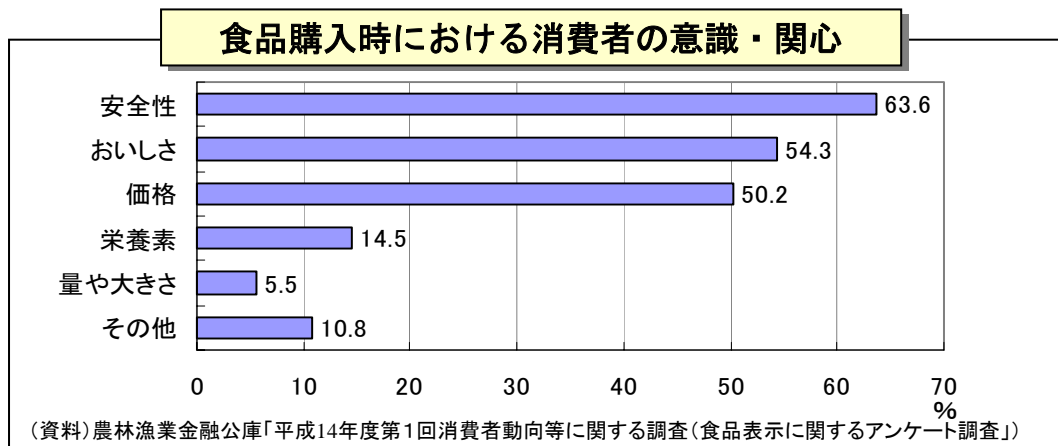
国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展

# 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

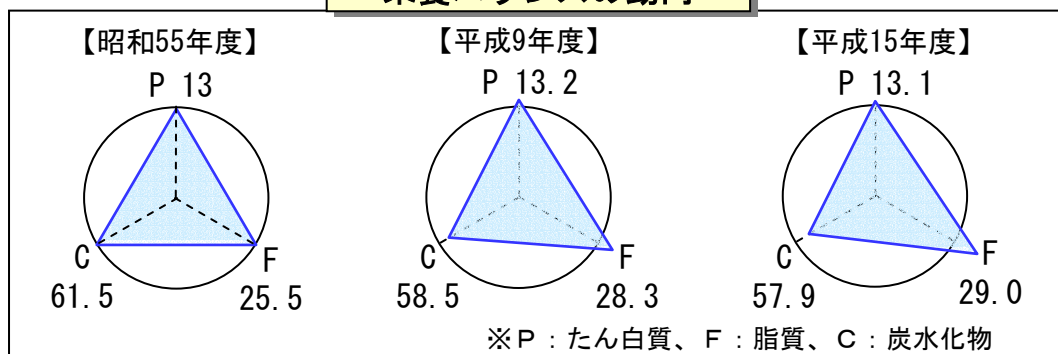
## 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と改革の必要性

### ◎食の安全・健全な食生活に対する関心の高まり

- ・ BSEの発生などを契機に食の安全に対する消費者の信頼が揺らいでいます。また、国民の食生活については、栄養バランスの崩れや食習慣の乱れが見られます。
- ・ 農場から食卓まで一貫して食の安全を確保し、消費者の信頼を回復するとともに、健全な食生活を実現するための取組を進める必要があります。



### 栄養バランスの動向



### ◎消費者・実需者ニーズの多様化・高度化

- ・ 消費者の加工食品や外食志向の高まりなどに国内農業が十分対応できていないことから、食品産業は国産ではなく輸入農産物への依存度を高めています。
- ・ 家庭用需要だけでなく、加工・業務用需要に対応できる国内農業生産体制に転換していくことが急務です。

### ◎グローバル化の進展

- ・ WTO、EPAなど我が国経済社会のグローバル化が進展しています。一方、アジア諸国の所得水準の上昇により我が国農産物は輸出拡大の好機を迎えています。
- ・ 構造改革を通じて国内農業の競争力の強化を図るとともに、国境措置に過度に依存しない政策体系を構築する必要があります。また、輸出の拡大に向けて、より戦略的な取組が必要です。

# ◎農業の構造改革の立ち遅れ

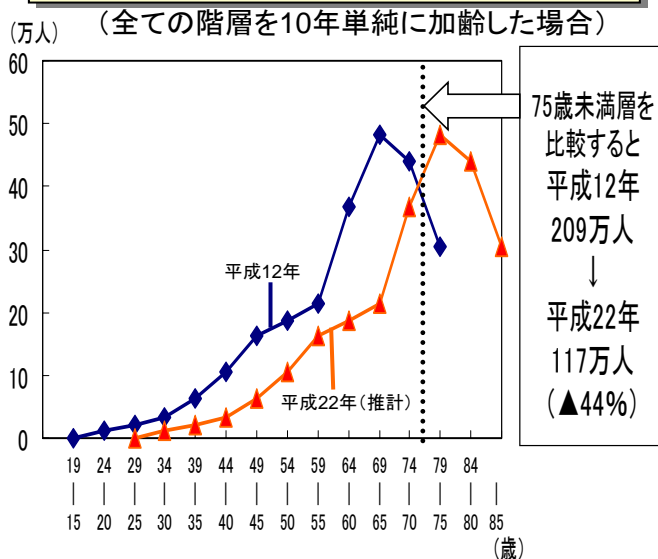
- ・ 農業就業人口の減少や高齢化が進展する中で、水田作・畑作といった土地利用型農業を中心に経営規模の拡大が遅れており、農業の生産構造のぜい弱化が進行しています。
- ・ 地域農業の担い手を育成・確保するとともに、担い手への農地の利用集積を促進し、構造改革を加速化していく必要があります。

## 農家一戸当たりの平均経営規模の推移

	昭和35 (A)	50	60	平成15 (B)	(B/A)
経営耕地(ha)					
北海道	3.54	6.76	9.28	17.18	4.9
都府県	0.77	0.80	0.83	1.24	1.6
部門別(全国)					
水稲(a)	55.3	60.1	60.8	85.5	-
乳用牛(頭)	2.0	11.2	25.6	57.7	28.9
肉用牛(頭)	1.2	3.9	8.7	28.6	23.8
養豚(頭)	2.4	34.4	129.0	1031.3	429.7

資料：経営耕地、水稲については「農林業センサス」、「農業構造動態調査」  
畜産部門については「畜産統計」、「家畜の飼養動向」  
注：1) 平成15年の経営耕地は、販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値である。  
2) 部門別の水稲の15年の数値は、販売目的で水稲を作付けした販売農家の数値である。

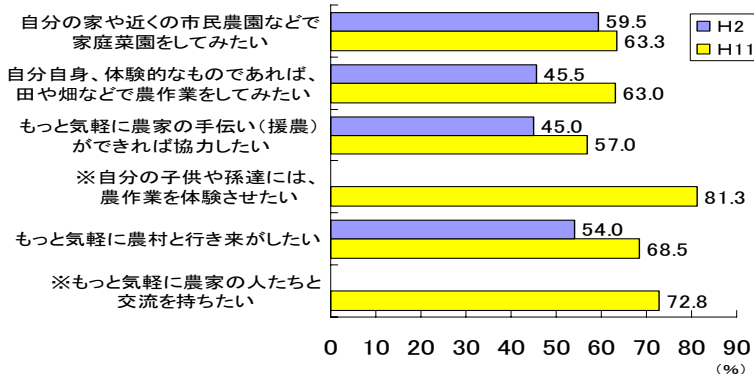
## 年齢別基幹的農業従事者数の推計



# ◎多面的機能や農村に対する期待の高まり

- ・ ゆとり・安らぎなどの価値観が重視されるようになる中で、豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことのできる農村への期待が高まっています
- ・ 地域住民だけでなく、都市住民を含めた国民全体の生活を支える共有財産として、農村を振興していく必要があります。

## 都市住民の農業・農村への関心の高まり



資料：(株)博報堂生活総合研究所「食と農業に関する意識調査」  
注1：首都圏居住の非農業者400名を対象とするアンケート調査  
注2：※印の調査項目は、平成11年に新設された項目である



# 改革に当たっての基本的視点

○ 以下の視点を踏まえ、既存施策の見直しや新たな施策を構築します。

## ◎効果的・効率的で分かりやすい政策体系の構築

- ・ 目的を明確化した施策を適切な対象に集中的に実施するなど、効果的・効率的で国民に分かりやすい政策体系を構築していきます。
- ・ 特に、農業を産業として振興する産業政策と農村地域を振興・保全する地域振興政策について、その関係を十分に整理した上で、講じていきます。

## ◎消費者の視点の施策への反映

- ・ 消費者の信頼に応え、消費者から支持される食料供給の実現に向け、消費者の視点を反映した施策を展開していきます。

## ◎農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進

- ・ 民と官、地方と国の役割分担を明確にした上で、農業者や地域の自立を促すとともに、その主体的な取組を重点的に支援します。

## ◎環境保全を重視した施策の展開

- ・ 我が国経済社会を環境に配慮した持続可能なものに転換していくことが重要な課題となっている中で、農業が本来有する自然循環機能を発揮することにより、農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していきます。

## ◎農業・農村における新たな動きを踏まえた「攻めの農政」の展開

- ・ 農業・農村の現場に現れてきている地域の知恵と個性を活かした意欲的な取組を積極的に受け止め、新たな施策を構築していきます。

## 第2 食料自給率の目標

# 食料自給率の現状

○ 平成12年に策定した前基本計画においては、22年度におけるカロリーベースの総合食料自給率の目標を45%に設定しましたが、11年度から15年度までの間の食料自給率の動向をみると、40%と横ばいで推移しています。

### 前計画での自給率向上に向けた取組が十分な成果をあげていない要因

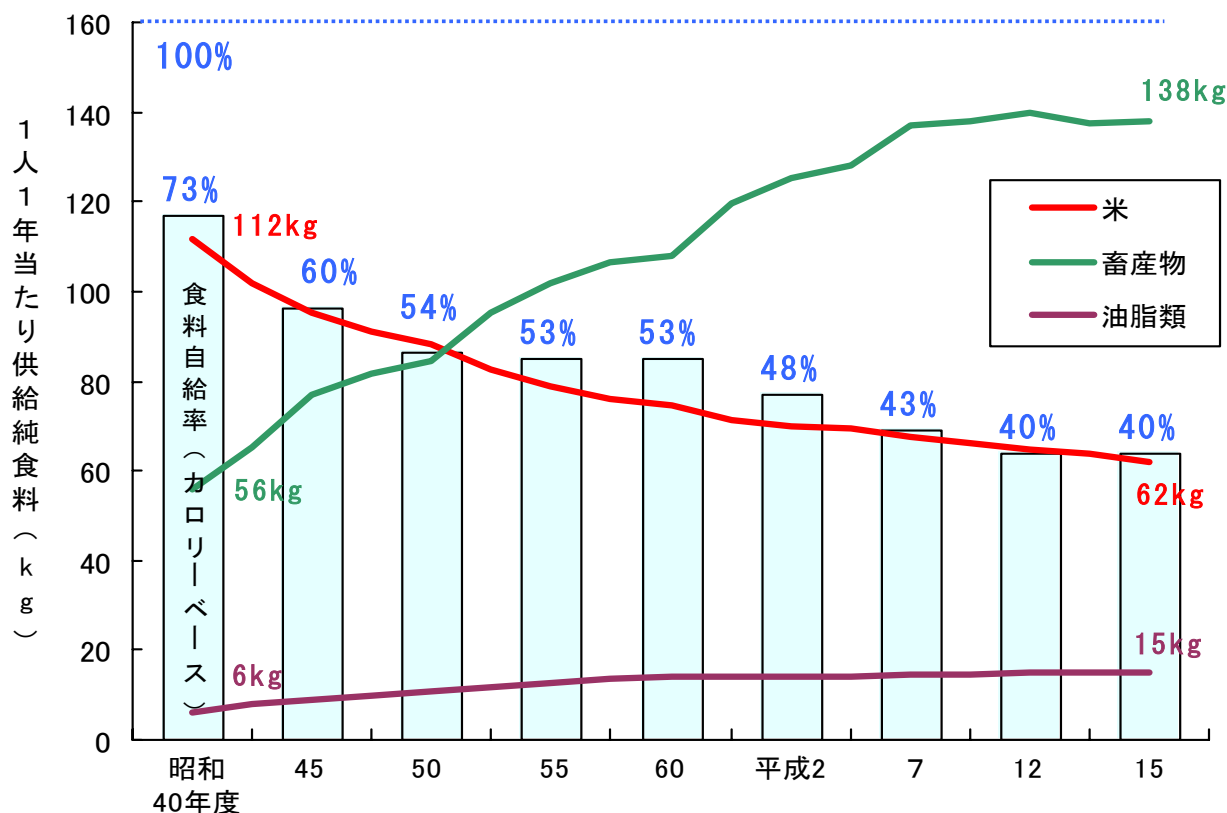
#### 【消費面】

- ①「食生活指針」の取組が、具体的な食生活の見直しに結びついていない
- ②米等の国産農産物の消費拡大対策が、性別・世代別の消費動向やライフスタイルの変化等を十分に踏まえていない
- ③食の安全へ関心が高まっているが、国産農産物の有利さが活かされていない

#### 【生産面】

- ①加工・業務用需要を含め、消費者・実需者ニーズの把握・対応が不十分
- ②担い手の育成・確保が不十分なこと、耕畜連携による飼料作物生産が進まなかったこと等から、効率的に農地が利用されず、不作付地・耕作放棄地が増加

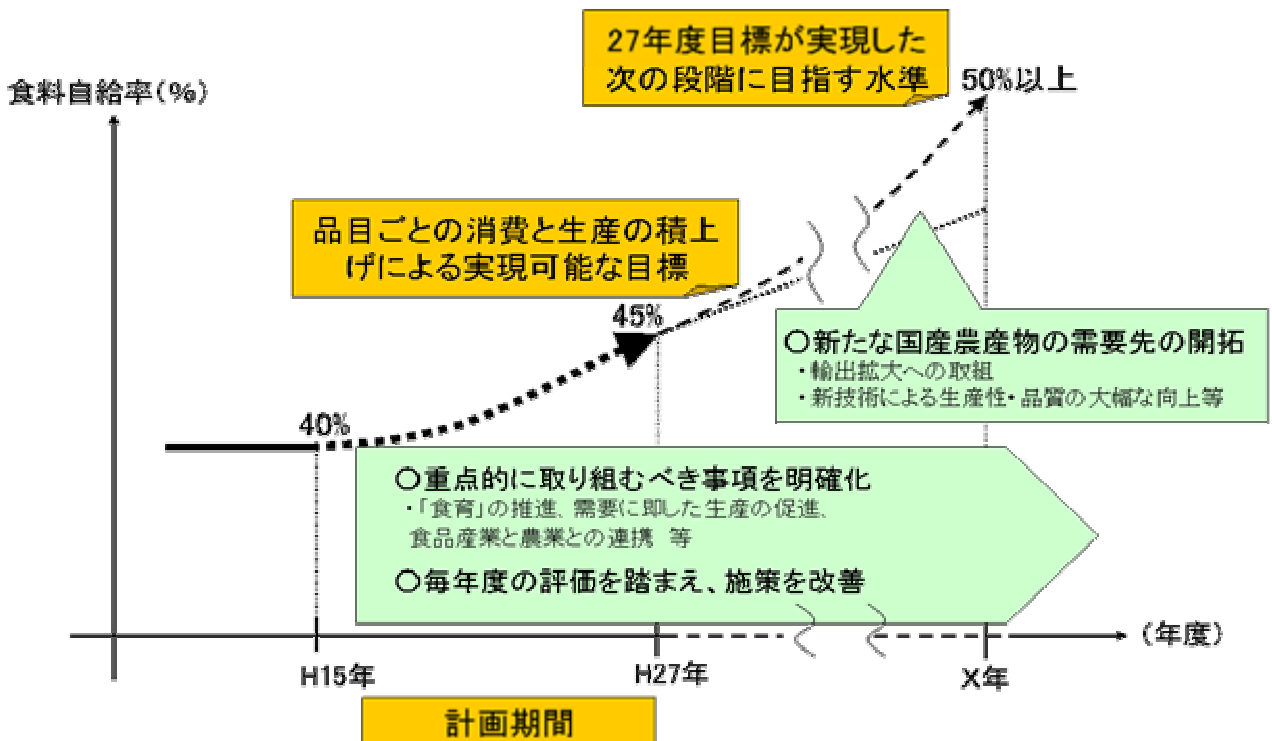
### 食料自給率（カロリーベース）の推移



# 新たな食料自給率の目標

- 食生活の見直しと同時に、多様化している消費者ニーズに応えた生産を促進し、食料自給率の向上を図っていきます。
- そのため、将来的にはカロリーベースの食料自給率を5割以上とすることを目指しつつ、実現可能性を考慮して、10年後の平成27年度には45%とする目標を設定しました。
- また、カロリーベースの目標設定を基本としつつも、カロリーの比較的低い野菜や果実、飼料の多くを海外に依存している畜産物の生産活動を、より適切に示すことができる生産額ベースの食料自給率についても新たに目標化しました。

	平成15年度 (%)	平成27年度 (%)
カロリーベースの総合食料自給率	40	45
生産額ベースの総合食料自給率	70	76
主食用穀物自給率	60	63
飼料用を含む穀物全体の自給率	27	30
飼料自給率	24	35



# 自給率向上に向け重点的に取り組むべき事項

- 前計画の下での自給率の向上に向けた取組が十分な成果をあげていない要因の検証を踏まえ、目標の達成に向け、消費・生産の両面において重点的な取組を展開します。

## 【消費面】

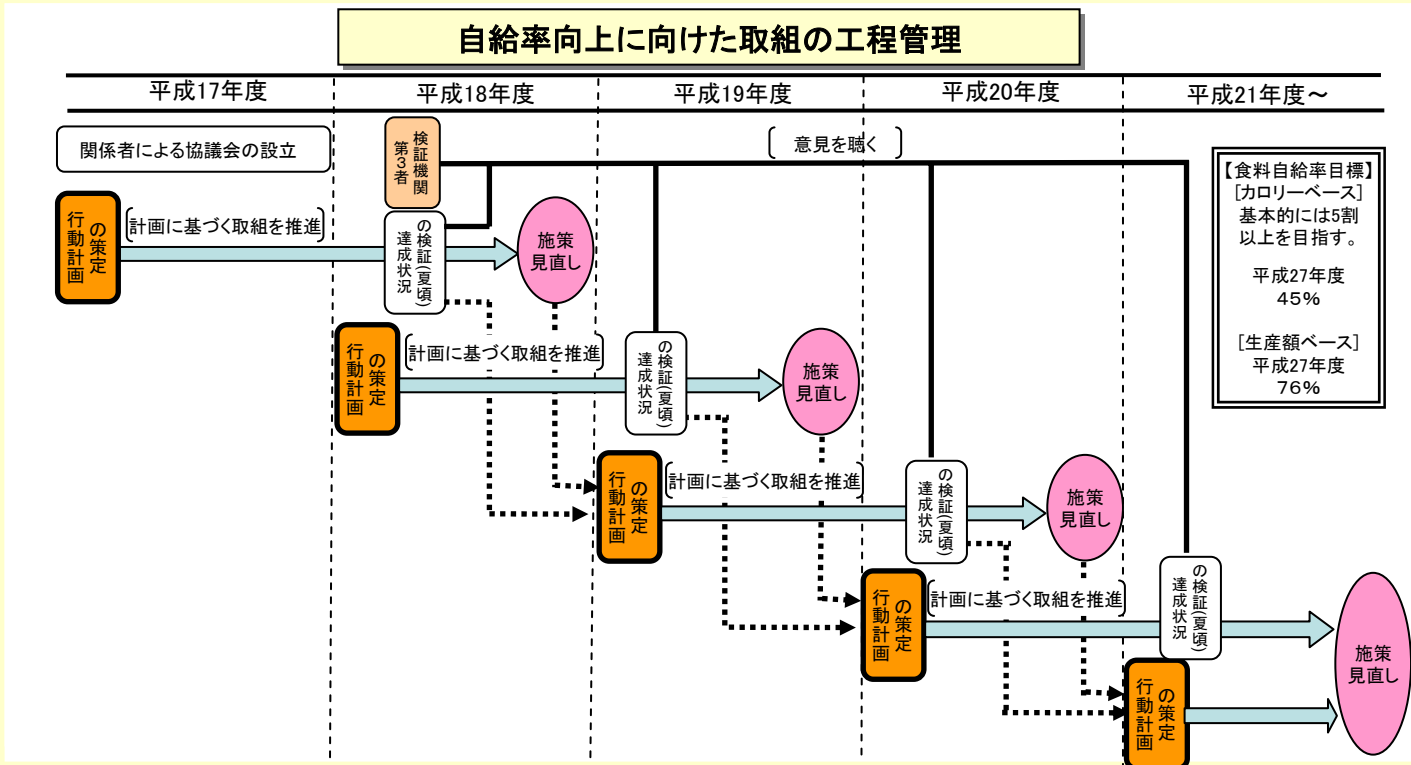
- ① 分かりやすく実践的な「食育」や「地産地消」の全国展開
- ② 米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進
- ③ 国産農産物に対する消費者の信頼の確保

## 【生産面】

- ① 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進
- ② 食品産業と農業の連携の強化
- ③ 担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用の推進

## 関係者の役割と工程管理

- 自給率の向上のためには、国だけでなく、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業、消費者・消費者団体が、適切な役割分担の下に、主体的に取り組むことが必要です。
- また、的確な工程管理が重要であり、国やこれらの関係者で構成される協議会を設立するとともに、毎年、行動計画を策定し、関係者一体となった計画的な取組を推進します。



### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

実施時期、手法などの施策具体化の工程や達成目標等を明らかにするとともに、政策評価を積極的に活用しながら、以下の施策を推進していきます。

## 食料の安定供給の確保に関する施策

○ 食の安全と消費者の信頼の確保に向けて、国民の健康を最優先した施策、消費者への情報提供を推進します。

#### ◎食品の安全性の確保

- ・ 農業生産において病原微生物等の食品安全危害を最小にすることを目的に、主な作物別のGAP(適正農業規範)の策定と普及のためのマニュアルを整備し(17、18年度)、農業者等による自主的な導入と実践を促進することなどを通じ、農場から食卓までの食品の安全性を確保します。(17年度～)。

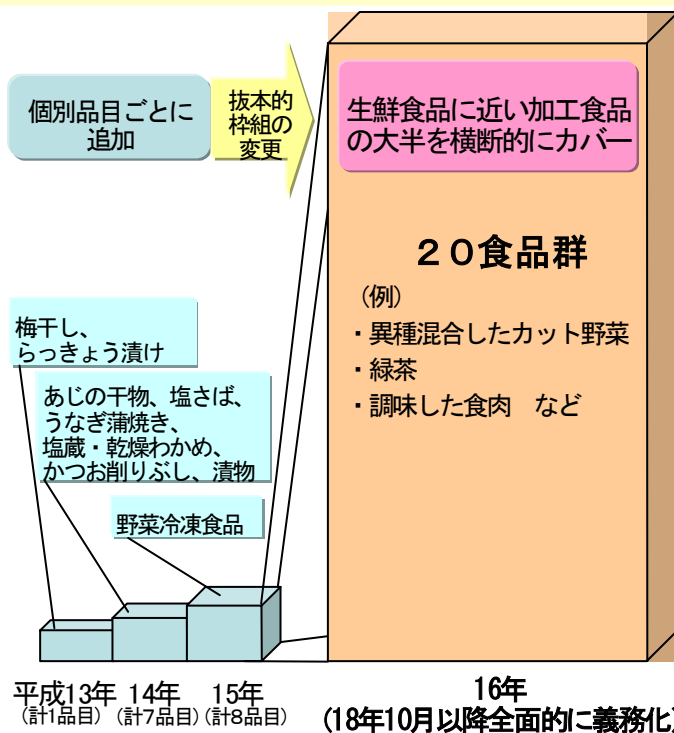
#### ◎原産地表示の推進

- ・ 生鮮食品に近い加工食品の全てについて原則として表示を義務付けます(18年度)。
- ・ 外食における表示のためのガイドラインを整備し(17年度)、外食における活用を促進します。

#### ◎トレーサビリティ・システム(生産流通情報把握システム)の導入推進

- ・ 牛の個体識別情報を追跡・確認できる牛肉のトレーサビリティ制度を適切に運営します。また、牛肉以外の食品についても、農業者・食品産業事業者等による自主的な導入を促進し、生鮮食品及び加工度の低い加工品を対象として5割の品目への導入を目指します(19年度までに)。

#### 加工食品の原料原産地表示の義務付け品目の拡大



## ○ わかりやすく実践的な食育を推進します。

### ◎様々な関係者と連携した国民運動の展開

- ・ 食について自ら考え、判断ができる能力を養う食育を、教育、医療、食品加工・外食など関係者との十分な連携の下、国民的な運動として推進します(17年度～)。

### ◎フードガイド(仮称)の策定と活用

- ・ 国民一人一人が食生活の問題点を把握し、健全な食生活に向けた具体的な行動に結びつけることができるよう、適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド(仮称)を策定します(17年度)。また、このフードガイドが外食のメニュー、小売店等の売場、食品の包装などでも活用されるよう、マニュアルを策定し(17年度)、その活用を促進します。

### フード・ガイド・ピラミッド【米国の事例】



## ○ 地産地消の取組を推進します。

### ◎地域における地産地消計画の策定促進

- ・ 消費者には生産者の顔が見え話ができる関係を、地域農業者には新たな需要を、地域経済には活性化の機会を提供する地産地消について、各地域において取り組むべき事項や目標などを明らかにした実践的な計画の策定を促進します(17年度)。

## ○ 食料の安定供給や地域経済の活性化に重要な役割を果たしている食品産業の競争力の強化を図ります。

### ◎健康や食の安全への関心の高まりに対応した研究開発の促進

- ・ 産学官の連携や競争的研究資金制度の活用などにより、機能性食品の開発や、食品の鮮度保持・品質管理の向上、安全性の確保などに関する新技術の開発・導入を促進します(17年度～)。

### ◎食品流通の効率化

- ・ 国内農業と食品産業の連携強化、情報技術の活用による流通の効率化等を一層進める観点から、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を見直します(18年度までに)。
- ・ 卸売市場の再編・合理化、卸・仲卸業者等の経営体質強化を引き続き推進します(17年度～)。

### ◎食品リサイクル等の推進

- ・ 食品産業の事業活動に伴う環境への負荷の低減と、資源の有効利用を図るため、食品残さの飼料化・たい肥化などを推進し、個々の食品関連事業者による再生利用等の実施率を20%へ向上させることを目指します(18年度までに)。

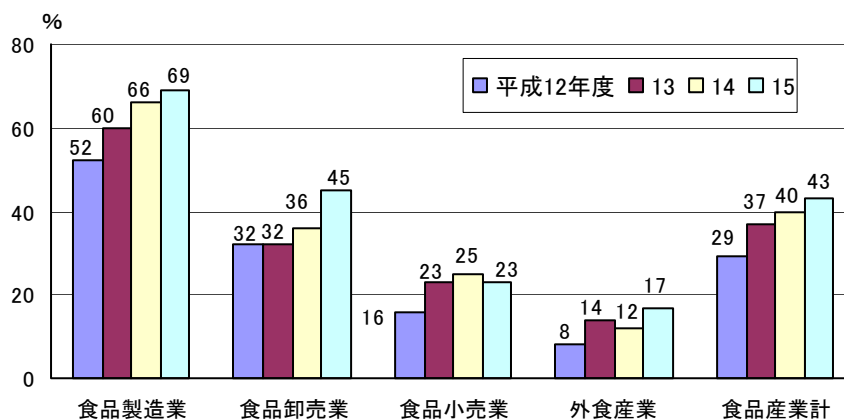
### 就業者総数に占める食品産業の割合(平成12年)

(単位:万人、%)

食品産業	就業者総数			
	食品製造業	食品流通業	外食産業	
788 (12.5)	138 (2.2)	374 (5.9)	276 (4.4)	6,289 (100.0)

資料:総務省「国勢調査」

### 食品循環資源の再生利用等の実施率



資料:「食品循環資源の再生利用等実態調査」農林水産省統計部より計算

# 農業の持続的な発展に関する施策

○ 需要に即した生産を行う経営感覚に優れた農業経営が中心となった農業構造の確立に向けて、施策を集中的・重点的に実施します。

## ◎担い手への支援の集中化・重点化

- ・ 意欲と能力のある担い手の育成・確保に取り組みます。
- ・ このため、幅広い農業者を一律に対象とする施策体系を見直し、認定農業者制度を活用し、地域における担い手を明確化した上で、各種経営施策を集中的・重点的に実施します(17年度～)。

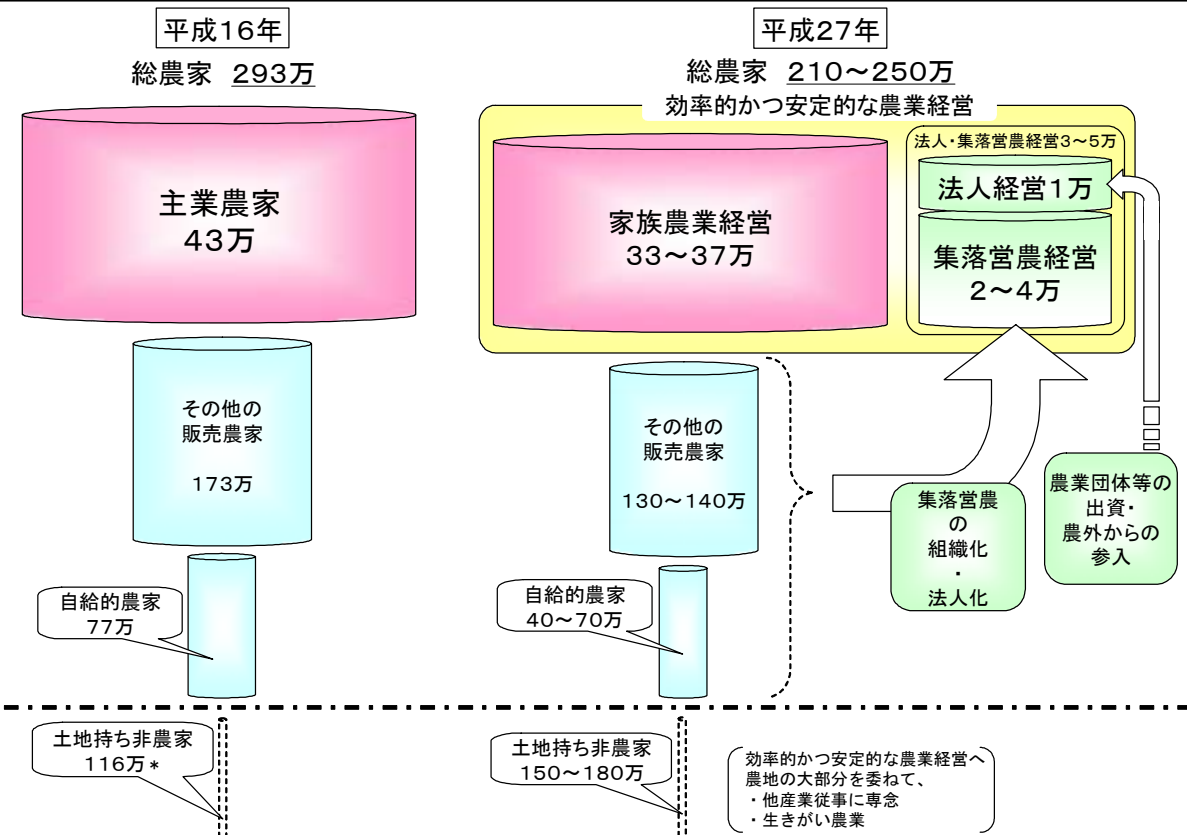
## ◎集落営農の育成・法人化の推進

- ・ 集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものは担い手として位置付けます。
- ・ その上で、小規模な農家や兼業農家等も、担い手たる集落営農に参画できるよう、集落営農の育成・法人化を推進します(17年度～)。

## 農業構造の展望（平成27年）

【効率的かつ安定的な農業経営とは】

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営



(注) \*平成16年の土地持ち非農家数については、7年から12年にかけてのそのう勢を基にした推計値である。

法人経営：一戸一人法人や集落営農の法人化によるものを除く。  
 集落営農経営：経営主体としての実体を有するもの。法人化したものを含む。

○ 農業に参画する幅広い人材を育成・確保するため、新規就農を促進します。また、経営や地域社会へ女性が一層参画できるように取り組みます。

◎新たな人材の育成・確保

- ・ 法人に雇用される形での就農など、就農ルートの多様化に対応した情報提供などの支援の拡充や、農業技術や経営管理に関する研修教育の充実などにより、毎年12,000人程度の新規就農青年の確保を目指します(17年度～)。

◎女性の参画促進

- ・ 農業就業人口の過半を占め、農業生産や農村社会で重要な役割を果たしている女性について、経営・社会への参画を拡大する観点から、地域段階における農協の女性役員、女性農業委員等の参画目標の設定を推進します(18年度までに)。

新規就農者等の推移

	新規就農青年(39歳以下) (千人)			中高年(40歳以上の離職就農者)(千人)	合計 (千人)
		うち新規学卒就農者(千人)	うち離職就農者(千人)		
昭和60年	20.5	4.8	15.7	73.4	93.9
平成2年	4.3	1.8	2.5	11.4	15.7
7年	7.6	1.8	5.8	40.4	48
12年	11.6	2.1	9.5	65.9	77.1
15年	11.9	2.2	9.7	68.3	80.2

資料：農林水産省「農業構造動態調査」

農業委員会・農協への女性の参画状況の推移

	昭和60年	平成2年	7年	12年	14年
農業委員数(人)	64,080	62,524	60,917	59,254	58,613
うち女性	40	93	203	1,081	2,261
女性の割合	0.06%	0.15%	0.33%	1.82%	3.86%
農協役員数(人)	77,490	68,611	50,735	32,003	26,076
うち女性	39	70	102	187	266
女性の割合	0.05%	0.10%	0.20%	0.58%	1.02%

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ、協同組織課調べ

○ 現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換します。

◎品目横断的政策への転換

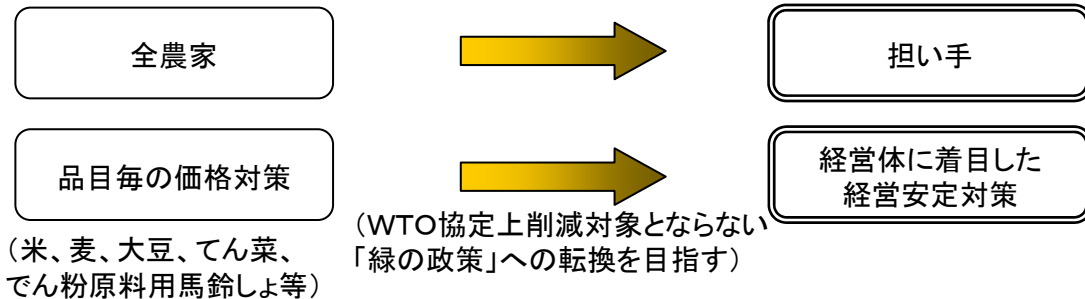
- ・ 担い手への施策の集中化・重点化の一環として、複数作物による営農が行われている水田作及び畑作について、担い手の経営全体に着目し、諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入します。さらに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策の必要性を検証します。
- ・ 19年産からの導入に向け、対象経営の規模要件や支払単価の水準などの制度の詳細を具体化し(17年夏～秋)、関係法案を国会に提出します(18年通常国会)。

◎品目別政策の見直し

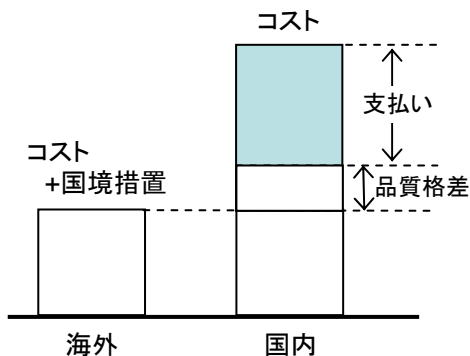
- ・ 部門専門的な経営が多い野菜、果樹、畜産等については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、品目別に対象経営の明確化や施策の見直しを検討します(17年度)。品目ごとの特性を踏まえて施策を具体化します(19年度～)。

品目横断的な経営安定対策への移行のイメージ

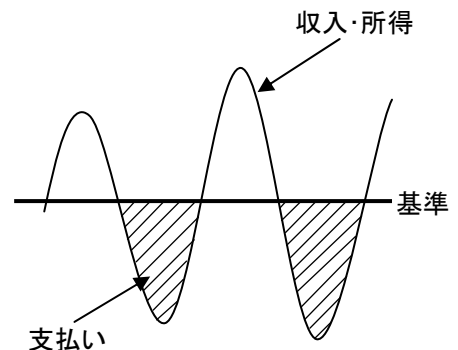
(17年夏～秋に具体化)



①諸外国との生産条件格差の補てん



②収入・所得の変動を緩和するための補てん



(参考) 同様の性格を備えている現行品目別対策

- ・ 麦作経営安定資金
- ・ 大豆交付金
- ・ 砂糖最低生産者価格制度

- ・ 担い手経営安定対策
- ・ 稲作所得基盤確保対策
- ・ 大豆作経営安定対策

# ○ 国内農業の食料供給力の重要な基盤である農地の効率的利用を促進します。

## ◎担い手への農地の利用集積の促進

- ・ 集落営農の組織化・法人化を図りつつ、面的にまとまりのある形での担い手への農地の利用集積を推進します(17年度～)。

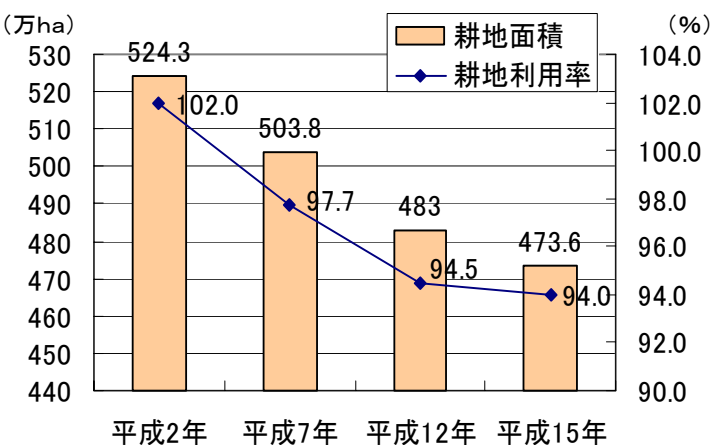
## ◎耕作放棄地対策の強化

- ・ 市町村が中心となって耕作放棄地の利用の増進を図る計画を策定し、明確な方針の下に、総合的な耕作放棄地対策に取り組むことを促進します(17年度～)。
- ・ 都道府県知事の裁定により利用権が設定される仕組みや、市町村が耕作放棄地の所有者に緊急的な管理を行わせたり、所有者が不明等の場合は自ら管理を行うことができる仕組みを導入します(17年度)。

## ◎リース方式特区の全国展開

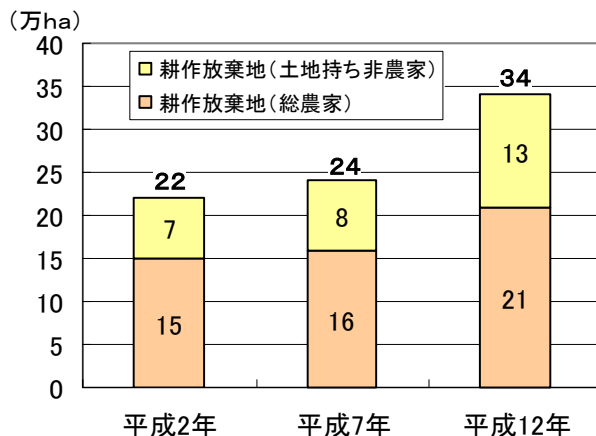
- ・ 意欲と能力のある者の農業への新規参入の促進の一環として、農業生産法人以外の株式会社等の法人が、リース方式により農業へ参入する仕組みを全国的に展開します(17年度)。

### 農地面積の減少



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

### 耕作放棄地の増加



資料:農林水産省「農林業センサス」

注:農家とは、経営耕地面積が10a以上の世帯をいい、土地持ち非農家とは、農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。

### リース方式の特区への株式会社等の参入状況

合計	参入法人数						借受面積
	組織形態別			業種等別			
	株式会社	有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他	
68法人	36法人	18法人	14法人	23法人	20法人	25法人	132ha

資料:農林水産省経営局構造改善課調べ(平成16年10月1日現在)

# ○ 我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換し、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図ります。

## ◎環境規範の策定と実践

- ・ 農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定します(16年度中)。
- ・ 可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととします(クロス・コンプライアンス)(17年度～)。

## ◎先進的な取組への支援

- ・ 引き続き、持続性の高い農業生産方式の導入を支援し、10万人のエコファーマーの認定(21年度末)を目指します。
- ・ 環境保全が特に必要な地域において、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援の平成19年度からの導入に向け、環境負荷の低減効果に関する評価・検証手法等を確立するための調査を実施します(17年度～)。

### 環境と調和のとれた農業生産活動規範

次の基本的な取組を実行し、農業者自らが生産活動を点検し、改善に努める

#### 【作物の生産】

- 土づくりの励行
- 適切で効果的・効率的な施肥
- 効果的・効率的で適正な防除
- 廃棄物の適正な処理・利用
- エネルギーの節減
- 新たな知見・情報の収集
- 生産情報の保存

#### 【家畜の飼養・生産】

- 家畜排せつ物法の遵守
- 悪臭・害虫の発生防止・低減の励行
- 家畜排せつ物の利活用の推進
- 環境関連法令への適切な対応
- エネルギーの節減
- 新たな知見・情報の収集

諸項目の実行と  
自己点検

各種支援策(補助事業、融資など)の対象

# ○ 担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤の整備や、農業水利施設等の適切な更新・保全管理などを効率的・効果的に推進します。

## ◎構造改革の加速化に資する基盤整備の推進

- ・ 農地の利用集積や担い手育成等の契機となるほ場の大区画化等を推進するとともに、水田の汎用化や畑地かんがい施設の段階的整備など地域の営農ビジョンに即した基盤整備を推進します(17年度～)。

## ◎農業水利施設等の適切な更新・保全管理

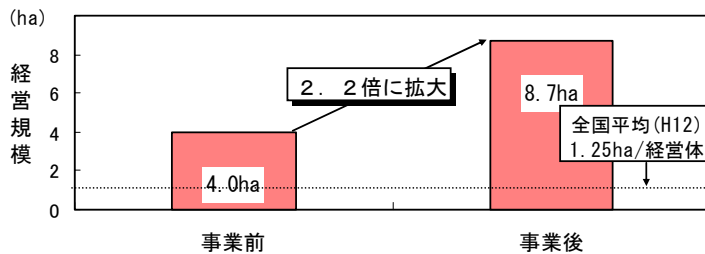
- ・ 基幹から末端まで一貫した用水供給機能や排水条件を確保するとともに、施設の長寿命化を図り、建設・維持管理に係るコストの低減を通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実します。また、農地災害の未然防止のための施設整備や災害予測システムの整備等を推進します(17年度～)。

## ◎農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施

- ・ 豊かな田園自然環境を形成するため、生態系・景観・文化等の農村環境の総合的な保全・形成に配慮した基盤整備を実施します。また、農業用水の地域用水機能の発揮等を促進します(17年度～)。

### 構造改革の加速化に資する基盤整備の推進

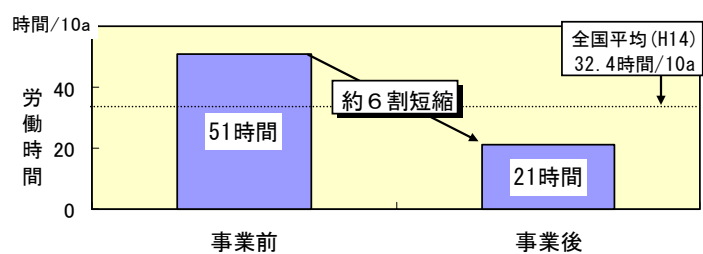
○ほ場整備による担い手の経営規模の拡大



資料:農林水産省農村振興局調べ

注:平成8～14年度に完了した都道府県営ほ場整備事業552地区の実績

○ほ場整備による担い手の稲作労働時間の短縮



資料:農林水産省農村振興局調べ

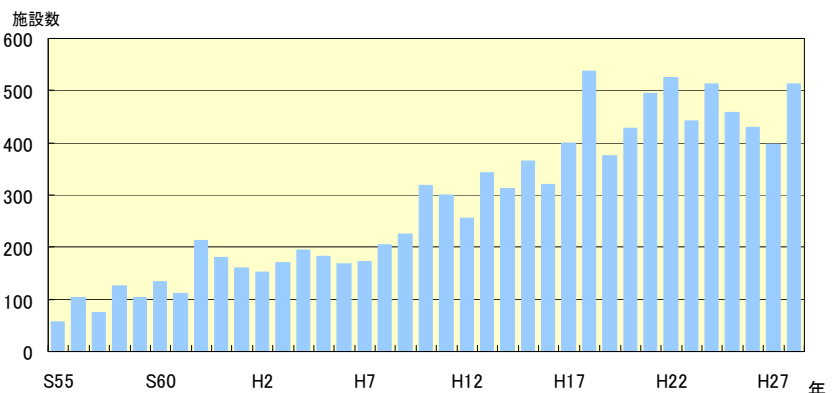
注:平成8～14年度に完了した都道府県営ほ場整備事業544地区の実績

### 農業水利施設等の適切な更新・保全管理

○農業水利資産の現状

農業用排水路	約40万km
うち 基幹的水路	約4万5千km
基幹的施設 (ダム、取水堰等)	約7千カ所
総資産額	約25兆円

○更新時期を迎える基幹的農業水利施設の増大



資料:「基幹水利施設整備状況調査」及び補足調査による試算(平成14年3月時点)

注:基幹的農業水利施設とは、受益面積100ha以上のダム、頭首工、用排水機場、水路等の施設

## ○ 農業と食品産業との連携を促進します。

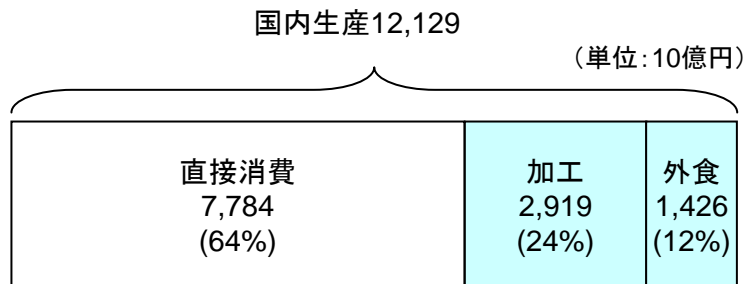
### ◎加工・外食用需要に対応した取組の推進

- ・ 農業・食品産業・関連産業その他異業種も含めた連携の構築（食料産業クラスターの形成）を推進するための協議会を各地方に設置し、加工適性に優れた品種や新たな加工技術の開発・導入、地域食材を活用した新商品の開発などを促進します（17年度～）。
- ・ 食品産業と農業を結び付けるコーディネーターの育成・確保を図るとともに、コーディネーターに関するデータベースを整備し（17年度）、農業と食品産業の連携のための活用を促進します。

### ◎産地ブランドの育成・確立

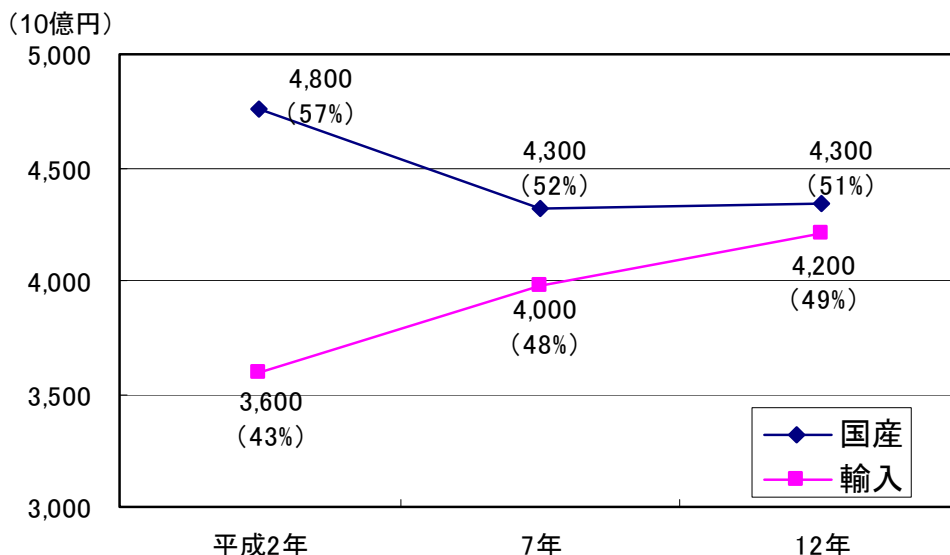
- ・ 産地ブランドの育成・確立と適切な保護を図るため、産地ブランド化に向けた関係者の意識の醸成や、知的財産権の取得に向けた主体的な情報収集などを促進します（17年度～）。

### 国産農水産物の仕向先（平成12年）



資料:総務省他9府省庁「産業関連表」から試算。

### 農水産物の加工・外食への仕向額(国産・輸入別)の推移



資料:総務省他9府省庁「産業関連表」から試算。

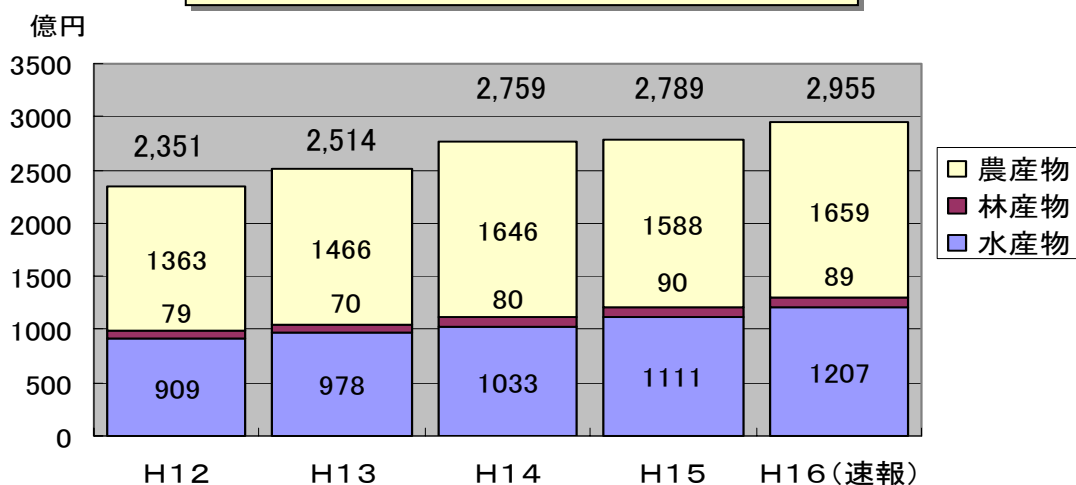
注:括弧内はシェア。

○ 世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を好機として捉え、我が国の高品質な農産物・食品の特性を活かし、輸出を促進します。

◎輸出に向けた総合的な取組の促進

- ・ 関係府省、地方公共団体、関係団体等の幅広い関係者から構成される輸出促進全国協議会（仮称）を設立し（17年度）、関係者一体となった取組体制を構築します。
- ・ 通年の販売促進等の販路創出・拡大や、日本の食文化の海外への普及、輸出ニーズに対応した産地づくりなどに向けた取組の促進等により、農林水産物・食品の輸出額の倍増を目指します（21年）。

我が国の農林水産物の輸出額の最近の推移



(注1) 農産物については、たばこ、アルコール飲料を、水産物については、真珠をそれぞれ除いた金額である。

(注2) 平成16年の我が国の農林水産物の輸入額は、69,047億円。  
(たばこ、アルコール飲料を除く。)

輸出農林水産物の代表例(平成16年)

品目	輸出額	対H12年比	輸出量(トン)
りんご	29億円	482%	10,090
なし	7億円	77%	1,951
みかん	5億円	105%	4,978
緑茶	17億円	146%	872
ながいも	13億円	205%	3,205
サケ	89億円	1,300%	60,769
ホタテ	62億円	84%	3,902

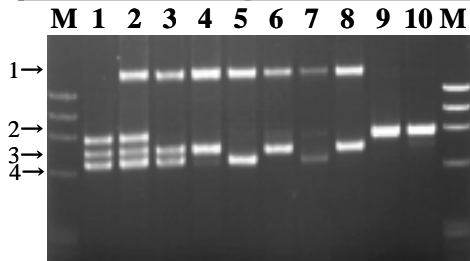
○ 将来の農業発展の可能性の基礎となる農業技術の開発を計画的・効率的に推進します。

◎農林水産研究基本計画の策定

- ・ 5年後、10年後の期別達成目標(200以上の研究分野)などを明確化した農林水産研究基本計画を策定します(16年度中)。
- ・ 農林水産研究基本計画に基づき、DNA分析による品種判別技術や革新的な新技術を活用した花粉症緩和米などの品種開発等を計画的・効率的に推進します(17年度～)。

開発された主なDNA品種判別技術

作物等	判別が可能な品種数(17年3月現在)
イネ	「コシヒカリ」等200品種以上
いぐさ	「ひのみどり」等17品種
イチゴ	「とよのか」等65品種
茶	「やぶきた」等46品種
豚	「バークシャー種(黒豚)」

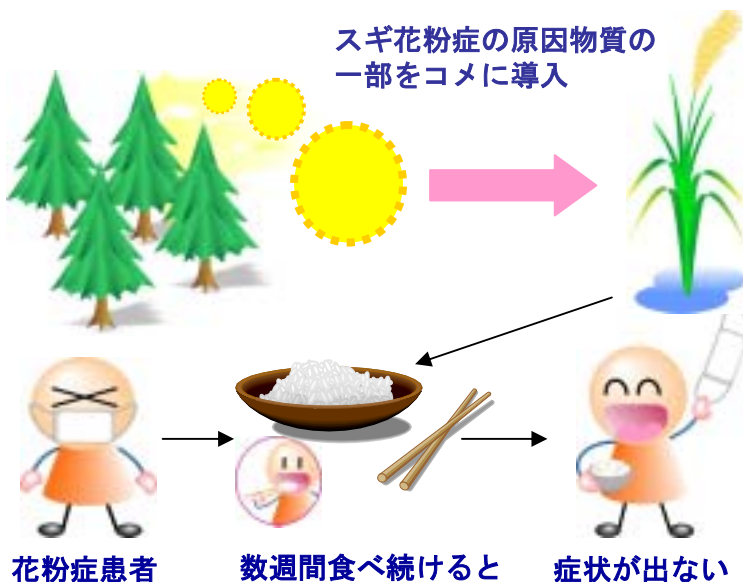


No1: コシヒカリ,  
No2~No10: 他の品種



実用化したコシヒカリキット

花粉症緩和米



＜期待される効果＞

- 通院の必要がない
- ごはんを食べるだけ
- 薬より安い
- 国民医療費等の軽減

○ 廃棄物系バイオマスに加えて、未利用バイオマスや資源作物の利活用を積極的に進め、食料生産の枠を越えた農業の新たな展開を促進します。

◎バイオマスの利活用の推進

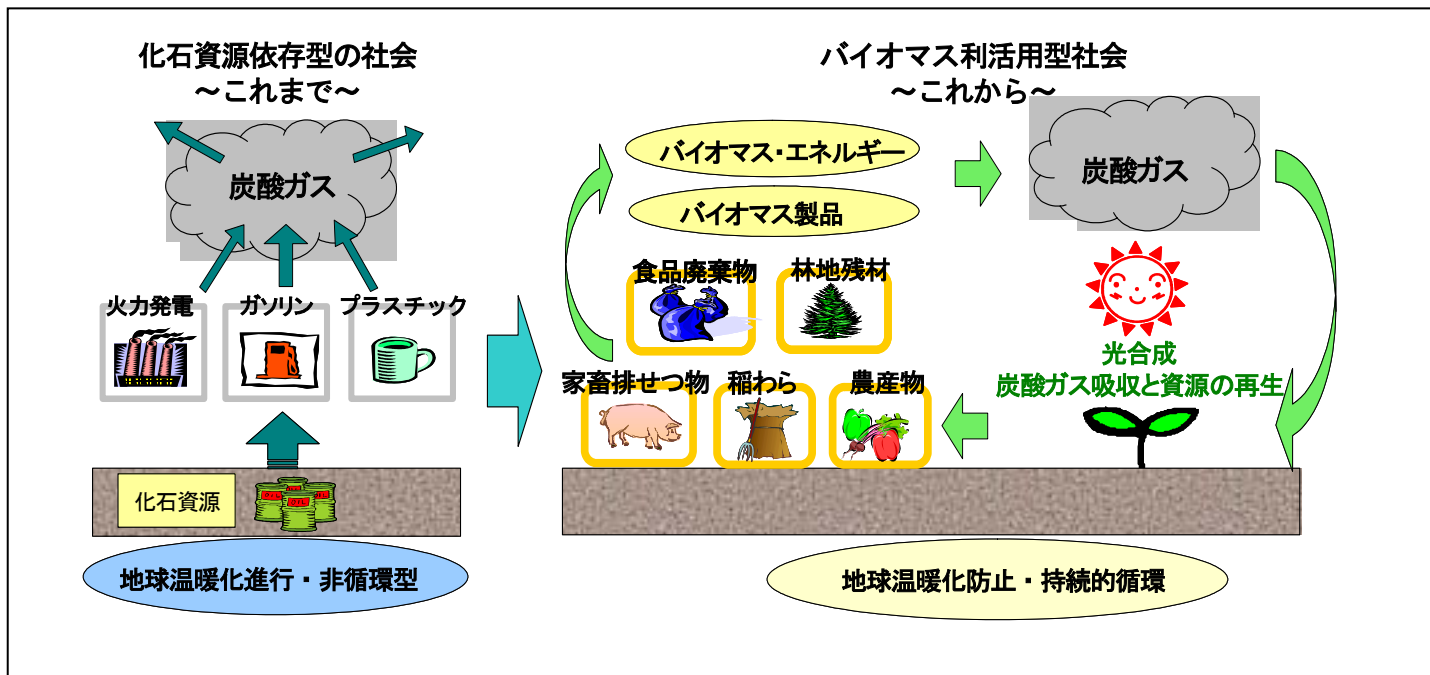
- ・ バイオマスの利活用計画の策定、変換・利活用施設等の一体的な整備等、地域の創意工夫に基づく取組を促進します。さらに、これまで利用の中心だった廃棄物系バイオマスだけでなく、未利用バイオマスや資源作物の利活用の取組を積極的に推進します(17年度～)。
- ・ 植物由来プラスチックの生産コスト低減等のための技術開発を進め、汎用プラスチックの3倍まで価格を低減させます(18年度までに)。

◎バイオマス・ニッポン総合戦略の見直し

- ・ バイオマス利活用の現状と課題を検証し(17年度)、必要に応じてバイオマス・ニッポン総合戦略(※)を見直します。

(※)関係府省が連携し、バイオマスの利活用を推進するため、平成14年12月に閣議決定。

バイオマスの利活用について



# 農村の振興に関する施策

- 農地・農業用水等の資源が、将来にわたって良好な状態で保全管理されるよう、地域住民等が一体となった取組を促進します。

## ◎資源の保全管理施策の構築

- ・ 農家や地域住民、都市住民、NPOなどの参画を得て、農村の自然環境の保全にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進します。
- ・ そのため、平成19年度からの施策の導入に向けて、地域の資源保全の実態を把握するとともに、望ましい保全管理手法を検討します(17年度～)。

## 地域全体に利益が及ぶ農地・農業用水等の資源の事例



雨水を一時的に貯留し、下流の洪水を防止する水田



消流雪用として北国の暮らしに欠かせない農業水路



資源を保全する地域共同活動



用水を供給し、学校でのビオトープを創出する農業水路



さまざまな生き物が観察できる水田

○ 中山間地域等において、農業や他産業の振興による就業機会の増大や定住の促進を図るための施策などを総合的に推進します。

◎中山間地域等の振興

- ・ 中山間地域等の振興のための施策を総合的に推進する中で、特に、今後も耕作放棄地の発生を防止し、営農を通じた多面的機能を確保するため、農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施します(17年度～)。

中山間地域等直接支払制度の実施状況(平成16年度)

市町村数: 1, 965市町村      協定数: 33, 970協定      交付面積: 66万5千ha

中山間地域等直接支払制度の次期対策(平成17～21年度)のポイント

1. 傾斜条件等に応じた単価の設定

○緩傾斜地

水田 傾斜1/100

畑 傾斜8°



○小区画・不整形な田

○高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地

10a当たりの通常単価

田8,000円、畑3,500円、草地3,000円、採草放牧地300円

○急傾斜地

水田 傾斜1/20

畑 傾斜15°



10a当たりの通常単価

田21,000円、畑11,500円、草地10,500円、採草放牧地1,000円

○積算気温が低く、草地比率の高い草地

10a当たりの通常単価1,500円

2. 取組内容に応じた単価の設定

- 今後5年間に取り組むべき活動等について、一定の要件を満たす協定→**通常単価**
- aの要件を満たさないものの、最低限の活動を行う協定→**通常単価の8割**
- aの要件に加えて、担い手の育成等についてより積極的な取組を行う協定→**通常単価の加算**

# ○ 都市と農村の交流活動を促進します。また、都市農業を振興します。

## ◎都市と農村の共生・対流の促進

- ・ 観光立国の枠組みとも連携して、グリーン・ツーリズムの取組を始めとする都市と農村の交流活動を促進するための施策を充実・強化し、交流人口が3,000万人となることを目指します(21年度)。

## ◎都市農業の振興

- ・ 都市農業が、都市住民の多様なニーズに一層応えていくことができるよう、新鮮な農産物の供給のみならず、農業体験や交流活動、緑地空間の形成、防災協力農地としての協定等の取組を推進します。都市的地域における市民農園区画数が15万区画となることを目指します(21年度末)

### 都市と農山漁村を行き交うライフスタイル

#### <都市住民の「ゆとり」「やすらぎ」へのニーズ>

- ・ 田舎暮らし
- ・ スローフード
- ・ 体験型観光
- ・ 美しい景観
- ・ 自然とのふれあい

#### <農山漁村地域の魅力の再発見と活用>

- ・ 地域産業の起業
- ・ 郷土食・伝統文化の維持
- ・ 交流の活発化
- ・ 棚田や里山の保全
- ・ 多面的機能の発揮と維持



自然に囲まれた暮らし



農業体験学習



自然とのふれあい



囲炉裏を囲んで郷土食



伝統的文化とのふれあい

### 市民農園の設置区画数(地帯区分別)

(単位:千区画, %)

全国	都市的地域	平地農業地域	中間農業地域	山間農業地域
152 (100.0)	118 (77.1)	12 (8.1)	15 (10.0)	7 (4.8)

資料:農林水産省農村振興局地域振興課調べ(平成15年度末現在)

# ○ 農村の生活環境の向上を図るため、道路、污水处理施設などの整備を推進します。また、情報通信基盤の整備を推進します。

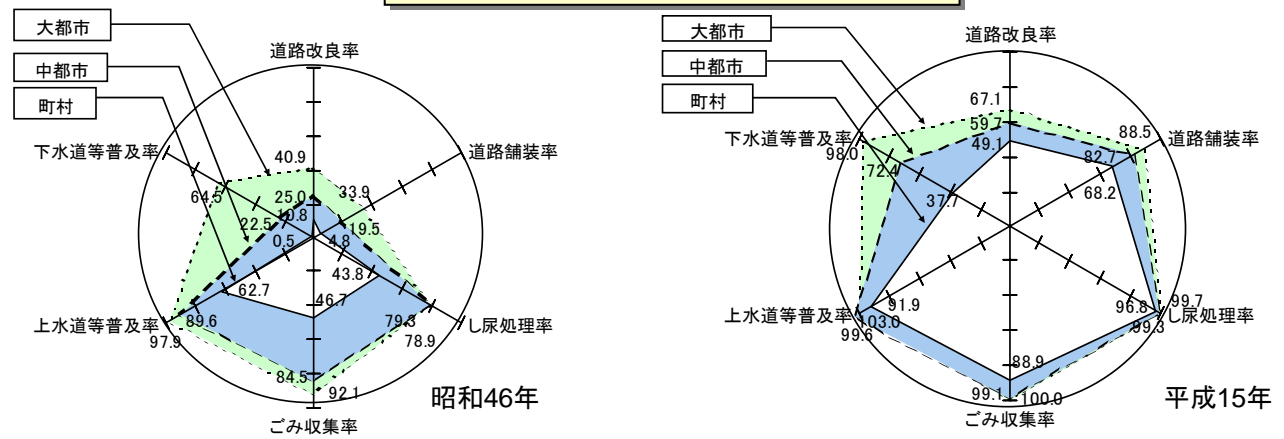
## ◎ 污水处理施設の整備

- ・ 関係府省間の連携を強化した枠組みを平成17年度から導入することなどにより、効率的・効果的な整備を推進し、污水处理人口普及率が86%となることを目指します(19年度)。

## ◎ 情報通信基盤の整備

- ・ IT技術が農村において十分活用されるよう、e-Japan戦略を踏まえ、都市地域に比べて遅れている高度な情報通信基盤の整備を推進します(17年度～)。

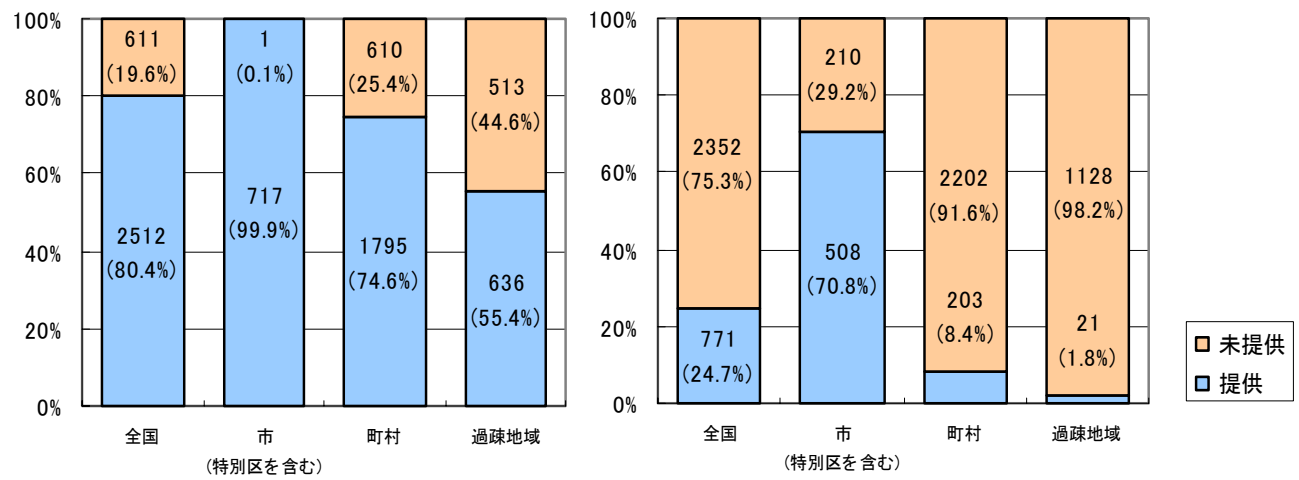
### 生活環境整備の状況



資料: (財)地方財務協会「平成15年版 公共施設状況調」

### 情報通信基盤の整備状況

<ADSL(※1) サービス提供市町村数>      <FTTH(※2) サービス提供市町村数>



資料: 総務省「平成16年度情報通信白書」  
 ※1: 既存の電話回線を使って高速のデータ伝送を可能とする通信方式。上り回線と下り回線で伝送速度が異なるという特徴がある。  
 ※2: ファイバー・ツウ・ザ・ホーム。各家庭までのネットワークを全て光ファイバーケーブルで敷設すること。

—おわりに—

食料・農業・農村に関する施策は、国民生活や我が国経済社会の在り方と深く結び付いています。

改革の成否は、改革の必要性和施策の方向を農業者・農業団体はもとより、消費者を含めた国民全体が分かち合い、それぞれが役割分担に応じた適切な行動をすることにかかっています。

食料・農業・農村政策推進への皆様のご理解とご協力をお願いします。

## このパンフレットに関するお問い合わせ先

農林水産省大臣官房企画評価課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話03-3502-8111(代表)

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>